

佐野・御船奨学資金による学術奨励賞授与規則

〔平成16年 4月 1日〕
規則 第 205 号

(趣旨)

第1条 東京医科歯科大学における「佐野・御船奨学資金」に基づく学術奨励賞の授与については、この規則の定めるところによる。

(学術奨励賞)

第2条 学術奨励賞は、賞状とし、前条の資金60万円を預託することにより生ずる利子をもってこれにあてるものとする。利子に運用残額が生じた場合は、委員会の決定に基づき、その残額を資金に繰り入れることができるものとする。

(受賞者の資格)

第3条 受賞者は、本学の医学部保健衛生学科看護学専攻の学生であって、心身ともに健全にして学業優秀であり、臨地実習に優れた者と認められる者とする。

(受賞者数)

第4条 受賞者数は、毎年若干名とする。

(受賞者の決定)

第5条 受賞者は、医学部保健衛生学科教育委員会及び保健衛生学研究科教授会の議を経て、医学部長が決定する。

2 医学部保健衛生学科教育委員会は、学術奨励賞に関する次の事項を審議する。

- (1) 受賞者選考に関する事項
- (2) 受賞者数に関する事項
- (3) その他必要な事項

(授与)

第6条 学術奨励賞は、卒業時学部長より本人に授与する。

(庶務)

第7条 学術奨励賞に関する庶務は、学生支援・保健管理機構事務部学生支援事務室において処理する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成25年1月15日規則第6号)

- 1 この規則は、平成25年1月15日から施行する。
- 2 佐野・御船奨学資金による学術奨励賞受賞者選考委員会規則(平成16年規則第206号)は、廃止する。

附 則(平成25年5月29日規則第70号)

この規則は、平成25年5月29日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成28年7月1日規則第111号)

この規則は、平成28年7月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成30年3月29日規則第23号)

この規則は、平成30年3月29日から施行し、平成29年4月1日から適用する。